

特命随意契約理由書

件名	医務薬事統合システム、環境衛生システムの新仮想化基盤移行対応業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	全庁LANシステムリプレースに伴い、医務薬事統合システム、環境衛生システム（以下「両システム」と略）を現仮想化基盤から新仮想化基盤へ移行するための業務を委託する。
選定理由	両システムの設計、運用及び保守は、プロポーザル方式により選定された下記業者が行っている。 本件は、全庁LANシステムリプレースに伴い必然的に実施が求められた業務であり、下記業者以外の者に本業務を履行させると今後の両システムの運用・保守に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、両システムの構築・保守業者である下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5 太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和4年12月8日
※ 契約金額	4,538,050 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

872

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（1月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和4年12月6日
※契約金額	2,295,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和5年1月1日から令和5年1月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

911

特命随意契約理由書

件名	医療扶助におけるオンライン資格確認対応に伴う 「あゆむくん」令和4年度改修作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	厚生労働省より通知のあった令和4年8月23日付事務連絡の「令和4年度社会保障・税番号制度システム整備補助金（医療扶助のオンライン資格確認導入事業）国庫補助協議について」に記載の生活保護基幹業務システムの改修を実施する。
選定理由	1. プロポーザル期間 平成28年度から令和2年度 2. プロポーザル延長 令和3年度から令和7年度 3. 継続年数 70ヶ月 評価 業務成績良好 生活保護基幹業務システムについて、下記事業者が上記のとおり保守を行っている。当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築であり、既存システムと密接不可分の関係にあり、同一の開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を指定する。
契約の相手方	名称：株式会社日立システムズ 住所：東京都中央区日本橋兜町1-4
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 12 日
※ 契約金額	1,562,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	街路樹管理育成検討業務（第 333 号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の街路樹について、地域・路線毎に特徴を踏まえた剪定方法や目標樹形を検討し管理目標を策定するものである。
選定理由	<p>本業務は、千代田区内の街路樹の剪定方法や目標樹形について、地域の特性や路線の特徴を踏まえつつ管理目標の検討を行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、街路樹の管理計画の検討を行ったことがあり、目標樹形や樹形作成のための剪定方法について提案を行える能力が必須である。</p> <p>下記業者は、国内で多くの樹木に関する業務を遂行しており、都内では東京都各建設事務所管内や区市部において、天然記念物に指定される樹木を含む路線や地元のシンボルロードなどの管理計画を策定した実績があり、市街地における街路樹の目標樹形や剪定方法について詳しいデータや知見を有している。また、日本造園建設業協会発行の街路樹剪定ハンドブックの作成と改定を行っており、剪定方法や手順について、技術的な観点から踏まえた検討を行うことが可能である。さらに日本造園建設業協会、街路樹診断協会、学識者などの街路樹に関する様々な関係機関とのネットワークを有しており、千代田区の街路樹育成管理について、効率的かつ効果的に業務遂行を行うことが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：株式会社 愛植物設計事務所</p> <p>住所：東京都千代田区猿楽町 2-4-11 犬塚ビル 2階</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 14 日
※ 契約金額	4,389,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から 令和 5 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	九段下まちかど広場・くだんしたこどもひろば原状回復工事
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・ <u>その他工事</u> 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区九段南 1-3-4、1-7-1, 2, 3
概要	敷地借用期間終了に伴い、整備した広場の原状回復（撤去）工事を行う。（仮囲い撤去、移設、舗装・人工芝撤去、ウッドデッキ撤去、フェンス、門扉撤去、遊具、ベンチ等撤去、防球ネット撤去）
選定理由	当案件は、民間より土地を借受けて、子ども部及び環境まちづくり部で、遊び場および広場の事業を展開してきた。借受け契約期限が令和5年3月末のため、返還に向け、原状回復工事を行うものであり、令和4年11月1日に制限付き一般競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、同年11月22日に随意契約（見積り合せ）の交渉をしたが合意に至らなかったため、不調返戻された。その後、下記業者と改めて交渉したところ、価格、工期を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 阿世知工業株式会社 住所 東京都練馬区田柄 1-20-2
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 15 日
※ 契約金額	27,225,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	常盤橋公園出土品展示施設整備工事 (第 509 号)
種類	工事：土木 建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	大手町二丁目7番2号 (常盤橋公園内)
概要	本工事は、常盤橋公園内に設置されている仮設部材等を撤去するとともに、園内で保管している木材や石材の保存処理及び園内における転移場所の整備を行うものである。
選定理由	<p>本工事を行う常盤橋公園は一部江戸城外濠史跡跡地であるが、首都高速道路株式会社が公園直下で計画している首都高速道路日本橋区間地下化事業に関して公園内の遺構調査を行うこととなり、本工事の工事箇所と工期が重複することが判明した。</p> <p>本工事は常盤橋公園整備計画委員会の意見を反映しながら計画的に進めているため工事を延期することは難しい。一方で、首都高速道路の地下化事業は国家戦略特区の都市再生プロジェクトであり、遺構調査の遅延は地下化事業の進捗に直接影響を及ぼすことから、本工事によって地下化事業を遅らせる結果となることは望ましくない。</p> <p>併せて、本工事又は遺構調査のどちらかを先行して行った場合、工事及び調査の実施に係る連続した期間の閉鎖が想定され、区民等から求められている常盤橋公園の早期開放の要望を満たすことができない。</p> <p>そこで、首都高速道路株式会社の遺構調査を既に受注している下記業者が本工事を行うことで、同一業者による遺構調査と本工事の同時進行ができるため、1日作業を昼間、夜間に効率的に振り分けて施工することが可能となることから工期短縮を図ることができる。また、工事ヤードを統一することで資機材や誘導員等が共有でき、工期短縮に加え、資機材料費、安全費が削減できることから、本工事と地下化事業の双方が効率的かつ効果的に進めることが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 鹿島建設株式会社 首都高日本橋工事事務所</p> <p>住所 東京都中央区日本橋室町 1-13-5 日本橋貝新 NYビル2階</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 19 日
※ 契約金額	25,960,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	商工融資斡旋システムの改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和5年4月1日から、新資金実施の予定のため、新資金の斡旋業務に必要な機能等を追加するため、システム改修を行う。
選定理由	<p>商工融資斡旋システムは、平成29年度にプロポーザル方式で下記業者を選定（29千地商観発第275号）し、平成30年度からシステムの構築・運用を行っている。</p> <p>本件は、既存システムの改修である。既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、商工融資斡旋システムを構築し、運用している下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 有限会社 オー・シー・エス</p> <p>住所 中野区野方1-32-1 石川ビル3F</p>
※ 契約年月日	令和4年12月23日
※ 契約金額	968,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで
担当課	地域振興部商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	財務会計システムにおける移行データの抽出ほか業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	総合行政システムのリプレースに伴い、システム移行後の新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けること及び次年度におけるデータ抽出・提供のために使用する提供ツールの開発準備を行うことを目的とする。
選定理由	下記業者は、現行の財務会計システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会社名 日本電子計算株式会社 所在地 千代田区九段南1-3-1
※ 契約年月日	令和4年12月23日
※ 契約金額	2,112,000円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	政策経営部IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

940

特命随意契約理由書

件名	千代田区子育て・教育応援給付金支給事業にかかるシステム開発業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>急激な物価高騰に直面する子育て世帯の、子育てや教育に係る経費の経済的負担を軽減するため、区独自の「千代田区子育て・教育応援給付金」を子育て世帯に支給することが、令和4年12月12日の令和4年第4回千代田区議会定例会において議決された。</p> <p>については、簡素な仕組みで迅速かつ的確に対象者に給付金を支給するため、必要なシステム開発業務を委託する。</p>
選定理由	<p>本件は、令和4年12月31日現在で千代田区内に居住している児童手当（特例給付を含む。）または次世代育成手当に係る受給者、児童等を抽出して、支給決定通知書類の作成を行うものである。</p> <p>千代田区内に居住している者に関する情報は、住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムによって管理しているところ、本件に関する事務は、「千代田区子育て・教育応援給付金」支給事業に対応するシステムを開発・追加し運用保守を行うことで効率的に行う必要がある。</p> <p>当該運用保守は、現在使用中の電算システムの改修であるため、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、現行の電算システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 14 日
※ 契約金額	2,702,700 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日 まで
担当課	教育委員会事務局 子ども部 子育て推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
 ○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	マイナポイント事業コールセンター運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	総務省所管のマイナポイント事業実施にあたり、マイナポイントの取得方法、健康保険証、公金受取口座との関連付けについて、支援窓口に来る前に、事業概要や事前に準備すべき関係書類、民間キャッシュレス決済事業者への登録方法等についての電話照会が多く最近増加傾向にある。区職員では対応に限界があるためコールセンターを緊急に設置し、電話照会件数が増加しても適切に対応できるよう専門的知識を有する事業者へ委託する。
選定理由	令和4年4月1日から令和5年2月28日まで下記事業者は「マイナポイント予約・申込支援業務」を受託しており、マイナポイント事業コールセンター運営業務と密接に関連している。電話案内時に支援窓口の紹介、支援窓口でのクレーム・質問事項をコールセンターにフィードバックする必要性があり、同一事業者でないとクレーム発生時に責任の所在が不明瞭となり区として適切な対応が困難となることが想定される。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社名：株式会社バックスグループ 住所：東京都豊島区東池袋四丁目5番2号 ライズアリーナビル14F
※ 契約年月日	令和4年12月14日
※ 契約金額	4,745,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	「HEART Global インターナショナル・ミュージック・アウトリーチ」プログラム実施業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生徒の国際理解教育の推進を目的に、各国の大学生と英語でコミュニケーションを取りながら、歌、ダンス、演劇等を創作する過程で、自己開示（自己肯定感の向上等）を経験するとともに、英会話能力を高める。
選定理由	<p>「HEART Global インターナショナル・ミュージック・アウトリーチ」プログラム（旧ヤングアメリカンズ）は、生徒が各国の大学生と英語でコミュニケーションを取りながら、歌、ダンス、演劇等を創作する過程で生徒の自己開示経験及び英会話能力の向上につながるものである。下記団体は、同プログラムを長年全国の小・中学校等で実施する実績ある団体である。</p> <p>麴町中学校では、特色である「国際理解教育」の一層の充実を図るため、平成30年度及び令和元年度に実施し、生徒の国際理解教育の推進につながった。（令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症にかかる、キャストの渡航制限や歌唱制限のため、中止となったが、今年度は渡航制限が解除されたことから、実施可能となっている。）</p> <p>以上の理由により、「HEART Global インターナショナル・ミュージック・アウトリーチ」プログラムの国内における事務局である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 NPO 法人じぶん未来クラブ 〒108-0014 住所 東京都港区芝4-7-1 西山ビル4階</p>
※契約年月日	令和 4 年 12 月 1 日
※契約金額	5,702,400 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立小中学校特別支援用 ICT 機器等導入作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別支援用端末として ICT 機器とソフトウェアの導入を行う。
選定理由	令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者が ICT 学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、区立小中学校特別支援用 ICT 機器等導入は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の ICT 学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 12 日
※ 契約金額	1,540,550 円 (消費税含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和5年1月31日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

945

件名	錦華公園改修工事監理等業務 (第 736 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田猿楽町一丁目 1 番 2 号 (錦華公園)
概要	<p>錦華公園改修工事の施工監理は、次の点を踏まえて実施する必要があるため、監理を外部委託する。</p> <p>① 工期が 2 ヶ年度に跨るとともに、水景施設の設置や便所の建築等工種が多岐にわたる工事である。</p> <p>② 7 回にわたる意見交換会と 2 回のオープンハウスで近隣住民や公園利用者等から様々な意見を踏まえ設計を行っており、設計に忠実な施工が必要である。</p> <p>③ 隣接しているお茶の水小学校の改築工事にあわせて、全体的な施工監理、工程監理を着実に実施し、工期内竣工を厳守する必要がある。</p>
選定理由	<p>下記業者は、令和元年度に実施したプロポーザルにより選定され、錦華公園の整備検討業務及び修正設計等業務を受託し、隣接するお茶の水小学校や子ども部と綿密な協議を重ねたうえ、7 回の意見交換会と 2 回のオープンハウスで近隣住民や公園利用者等からの意見も反映した設計を行ってきたため内容を熟知している。</p> <p>工期・構造・工事施工と監理の一体性の点から、下記業者が最も適した業者であるため契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社建設技術研究所東京本社</p> <p>住 所 東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号</p>
※契約年月日	令和 4 年 12 月 19 日
※契約金額	29,938,700 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

957

件名	人材情報システム再セットアップ業務
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	全庁 LAN システム更改にあたり、人材情報システムを搭載している仮想化基盤がリプレースされるため、区が新たに準備した新仮想化基盤上にシステム構築のうえ、データ移行を実施する。
選定理由	本件は、当該システムの特許権、著作権及びその他排他的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできるものであり、同一の開発者以外の者に履行させた場合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 : コムコ株式会社 所在地 : 文京区湯島 3-24-11 湯島北東ビル
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 1 日
※ 契約金額	2,811,600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

960

件名	区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立保育園・こども園・幼稚園への園内業務支援システムの導入により、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、より保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図るため、構築及び運用保守業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年8月9日 4千子子支発 0541号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：日本ソフト開発株式会社 所在地：滋賀県米原市米原西23番地
※ 契約年月日	令和4年12月5日
※ 契約金額	20,859,000 円
委託期間	契約締結日の翌日から令和5年3月31日
担当課	子ども部子ども支援課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校スキー教室実施に伴う宿泊施設借り上げ及びスキー指導等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校のスキー教室実施にあたって、宿泊施設の借上げ、賄業務およびゲレンデ使用の提供を受けるとともに、スキー指導等の業務を委託する。
選定理由	<p>平成17年度実施の宿泊・連合行事検討委員会において、平成19年度より軽井沢高原学校から冬季移動教室（スキー教室）への変更を決定した。</p> <p>宿泊施設・スキー場の選定については、姉妹都市である群馬県吾妻郡嬭恋村内4か所のスキー場にある施設を前提とし、以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>①参加者全員で宿泊、食事ができ、浴室・学習スペースが十分確保できること。</p> <p>②シーズン中の学校利用によるフローア貸し切りが可能な施設であること。</p> <p>③施設内部でスキー用品のレンタル業務を実施している施設であること。</p> <p>④スキー場が隣接していて、生徒の移動時間がかからないこと。</p> <p>⑤大型バスの駐車スペースが確保できること。</p> <p>⑥施設内でスキー指導等を実施していること。</p> <p>⑦本事業実施施設内に事業所を有することで、施設の地理や気象・最新の積雪状況等を把握し、雪崩等の危険個所を避けて生徒の安全に配慮しながらスキー教室を実施することができること。</p> <p>⑧3日間の指導日程のうち、初日が午後開始で、最終日が午前で終了する変則スケジュールに対応できること。</p> <p>宿泊規模及び客単価の水準以内で、上記条件を満たす施設は、パルコール嬭恋リゾートホテルのみであった。</p> <p>以上の理由により、上記施設を運営する下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：パルコール嬭恋2号株式会社</p> <p>所在地：群馬県吾妻郡嬭恋村大字千俣 2401 番地</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 26 日
※ 契約金額	2,655,120 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日～令和5年3月7日
担当課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

924

件名	千代田区立図書館新システム用データセンター賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムの更改により、新システム用機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選定理由	1. 導入年度：平成29年度（特命随意契約） 区立図書館システムは全庁LANネットワークを利用して、運用している。そのため、賃借するデータセンターにおいて、全庁LANシステム開発事業者以外の者にサーバーの管理及び賃借を履行させることは、セキュリティ上著しく支障がある。 このことから、全庁LANの構築、保守運用事業者であるとともに、データセンター管理事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 住所 東京都港区西新橋3丁目22番8号
※ 契約年月日	令和4年12月20日
※ 契約金額	1,055,637 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年1月9日から令和5年3月31日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

1003

特命随意契約理由書

件名	全庁LANシステム延長運用に伴うライセンス賃借(リプレース時期変更1月開始分)
種類	工事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品: 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	現在進行中の全庁LANリプレース構築に半導体不足による機器遅延等による設計変更等、様々な要因からリプレースの完了時期が変更(令和4年12月31日→令和5年3月31日)になった。そのため稼働開始するまでの間、現行全庁LANシステムを継続して稼働させる必要があり、一部期間が満了するソフトウェアライセンス等を賃借する。
選定理由	新全庁LANシステムの構築が完了し、稼働開始するまでの間、現行全庁LANシステムを構成する機器について、引き続きリースする。しかし、機器は再リース契約等にて対応できるものの、一部ライセンス期間が満了を迎えるため、新たに賃借契約を締結する必要がある。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称: 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所: 港区西新橋3丁目22番8号
※ 契約年月日	令和4年12月20日
※ 契約金額	42,310,620 円(消費税を含む)
契約期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	機械式自転車駐車場精算機等交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	大手町駅周辺の自転車駐車場は、利用頻度が高く経年劣化していることから、機器の不具合が多発している。自転車駐車場の利用者に不便が出ているほか、小規模修繕も多く駐車場の稼働ができなくなる可能性が高くなっている。不具合機器の交換を行う。
選定理由	区内の機械式自転車駐車場 14 か所の保守管理業務は、下記事業者が行っている。 本件業務の対象は精算機交換 4 台、ラック交換台数 13 台で 24 時間稼働をしている。区の自転車駐車場は、放置自転車の発生を抑制するために運営している。近隣に代替地もないため閉鎖することができず、稼働しながら機器交換作業を行う必要がある。そのため、運営を委託している保守管理業務と密接不可分なものである。保守管理業務委託者以外に履行させると、利用者への対応に遅れが生じ、自転車駐車場管理運営に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社スターリング千代田支店 住所 東京都千代田区二番町 1 番地 2 番町ハイム 1103 号
※ 契約年月日	令和 4 年 12 月 26 日
※ 契約金額	8,230,365 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。